



あいづ

〔発行〕自治労
 福島県本部会津総支部
 〔所在地〕会津若松市西栄町
 7-9 会津労働福祉会館2階
 〔連絡先〕
 jitirou.aizu@gmail.com
 (携帯) 090-3361-8400

定年引上

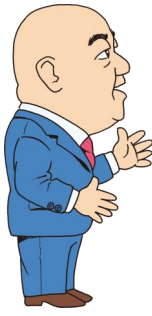
当局交渉を強化しよう

高齢になっても働き続けられる職場環境の整備と、
 計画的な新規採用の確保を勝ち取ろう！

▼8月30日(火)と31日(水)の2日間にわたり千葉県・幕張メッセで自治労本部第96回定期大会が対面とウェブの併用で開催されました。会津総支部からは、服部事務局長が対面で参加してきたわけですが、各県本部からは、①人事委員会勧告へ向けた取り組みと②定年引き上げ問題についての発言が多かったようです。

▼前・五十嵐事務局長もこの機関紙で「定年引き上げ」について特集していました。今後の当局交渉へ向けて、再確認の意味で記載したいと思います。

▼まずは、制度のおさらいです。下の図を見てください。現在の60歳定年が65歳まで段階的に引き上げられます。具体的には、1963年度生まれの方が61歳定年、以降定年が1歳ずつ延びて、最終的に1967年度生まれの方で65歳定年となります。



生年月日	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度
	2022.3.31	2023.3.31	2023.3.31	2025.3.31	2025.3.31	2027.3.31	2027.3.31	2029.3.31	2029.3.31	2031.3.31	2031.3.31	2033.3.31
定年年齢→	定年60歳	定年60歳	定年61歳	定年61歳	定年62歳	定年62歳	定年63歳	定年63歳	定年64歳	定年64歳	定年65歳	定年65歳
退職者	退職	退職	なし	退職	なし	退職	なし	退職	なし	退職	なし	退職
1961年度生まれ	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳						
1961/4/2~1962/4/1	退職	退職	暫定再任用	暫定再任用	暫定再任用	暫定再任用	退職					
1962年度生まれ	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳					
1962/4/2~1963/4/1		退職	暫定再任用	暫定再任用	暫定再任用	暫定再任用	退職					
1963年度生まれ	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳				
1963/4/2~1964/4/1			退職	暫定再任用	暫定再任用	暫定再任用	暫定再任用	退職				
1964年度生まれ	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳			
1964/4/2~1965/4/1						退職	暫定再任用	暫定再任用	暫定再任用			
1965年度生まれ	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳		
1965/4/2~1966/4/1							退職	暫定再任用	暫定再任用	暫定再任用		
1966年度生まれ	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	
1966/4/2~1967/4/1										退職	暫定再任用	
1967年度生まれ	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
1967/4/2~1968/4/1												退職

当面の日程

- 9月10日(土) 12:30~県支部共済セミナー(道の駅あいづ湯川・会津坂下)
- ブロック会議
 9月12日: 南会津
 9月13日: 北会・耶麻
 9月14日: 両沼
 各18:30~



▼〔再任用〕定年引き上げに伴って、現在の再任用は廃止されます。ただ、段階的な定年引き上げなので、制度が完成するまでは、「暫定再任用」として残ります。具体的には、例えば1965年度生まれの方であれば、63歳で定年(退職)となり、64歳と65歳の2年間は「暫定再任用」となります。

▼〔現業職〕現在63歳定年としている自治体では、2029年度以降、定年が段階的に引き上げられ、2031年度に65歳となります。

▼〔定年前の退職〕60歳に達した日以降、希望する方は定年退職日前に退職し、「定年前再任用短時間勤務」を選択することができます。(定数外)

当局交渉へ向け「定年引き上げ」に関する質疑応答集を活用しよう！

《 定年引き上げに伴う働き方の例 》

No.	働き方の例	可否
①	60歳退職⇒65歳まで定年前再任用短時間勤務職員	○
②	60歳退職⇒ブランク⇒定年前再任用短時間勤務職員	○
③	60歳退職⇒定年前再任用短時間勤務職員⇒ブランク⇒再び勤務	○
④	60歳退職⇒定年前再任用短時間勤務職員⇒フルタイム暫定再任用（※経過措置期間中のみ）	○
⑤	60歳退職⇒定年前再任用短時間勤務職員⇒常勤職員	×
⑥	59歳退職⇒ブランク⇒定年前再任用短時間勤務職員	×

▼〔給料〕特定日（60歳を超えた日後の最初の4月1日）の給料月額は、特定日現在の給料月額7割水準となります。

▼〔退職手当〕①60歳までの期間と、②特定日以降の7割水準の給料となる期間とに分けて計算するので、退職手当「基本額」のマイナスはありません。

▼〔役職定年〕管理監督職員（管理職手当が支給されている職員）は、原則として60歳でその役職から外れ、管理監督職以外の職に後任・異動となります。（特例任用あり）

▼次に各自治体議会における条例改正についてです。県内でこの9月議会に条例改正案を上げているところは、福島市・伊達市・浪江町の3つです。会津総支部管内は全自治体「これから」という状況です。条例改正にあたってのポイントについて記載します。

①〔役職定年〕役職定年（管理監督職務上限年齢）を導入すること。管理職手当の支給実態を検証し、必要な見直しをはかること。役職定年の例外については、真に必要な場合に限ること。

②〔再任用〕定年前再任用短時間

《自治労共済掛金試算QRコード》

じちろうマイカー共済

アクセスコード「jichiro」

①車検証、②現在ご加入の保険証書をお手元にご準備ください。



団体生命共済（新制度）



勤務職員制度を導入し、職員の希望に基づき雇用を確保すること。

③〔給与〕60歳を超える職員の給料は、60歳前の7割以上とすること。

④〔退職手当〕60歳に達した日以後、非違によることなく退職した職員を定年退職として取り扱うこと。また「ピーク時特例」を用すること。

⑤〔新規採用〕制度完成まで、隔年で定年退職者が出ない年が生じるが、新規採用は計画的に毎年行うこと。

▼以上です。この他にも、改めて再任用や、役職定年後の職員を組合員とするのか？等の課題も出てきます。



▼突然、北に進路を変えて、大型台風が近づいてくるようです。

▼まだ、予想進路の範囲が大きい状態ですが、会津に直接的影響が出るのは6日（火）から7日（水）にかけてというところでしょうか？地震・豪雨・台風と頻りに災害が起こる今日この頃、毎回同じようなことを書いていますが、今一度、ハザードマップや防災グッズの確認をしましょう！

▼自分も家に帰って、非常食の賞味期限を見ながら、古いものは消費したいと思えます。また、太ってしまう（笑）。（坂内）



編集後記



秋季賃金確定闘争へ向け学習を強化しよう！